

## 中央新幹線建設等に伴う飯田市羽場・丸山地区内における 工事用車両の通行等に関する確認書

羽場まちづくり委員会（以下「甲」という。）、丸山まちづくり委員会（以下「乙」という。）、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構関東甲信工事局（以下「丙」という。）、東海旅客鉄道株式会社（以下「丁」という。）及び飯田市（以下「戊」という。）は、丁より委託され丙が実施する「中央新幹線、中央アルプストンネル（松川）外」の工事（以下「工事」という。）に伴う、羽場・丸山地区における工事用車両（工事を行うにあたり使用する車両をいう。以下同じ。）の通行に関係する事項に関して次のとおり確認する。

### （目的）

第1条 丙の工事用車両の通行等に関する確認を行うことにより、丙の工事及び工事に伴う工事用車両の通行による影響を低減させ、もって地区内の交通安全の確保及び工事の円滑な施工を図ることを目的とする。

### （通行ルート）

第2条 丙の工事用車両の通行ルート（以下「通行ルート」という。）は、別図1のとおりとする。

- 2 丙は、前項に定める通行ルートを変更する場合は、道路管理者と協議するとともに、事前に甲、乙、丁及び戊と調整のうえ、関係する地区住民への周知を図るものとする。
- 3 丙は、工事用車両の通行による渋滞等道路交通への支障が生じた場合は、戊及び道路管理者と協議のうえ速やかに対応するものとする。

### （工事用車両の通行に伴う沿道の安全対策）

第3条 丙は、一般車両及び歩行者等の通行の安全を確保できるよう、必要な安全対策を施すものとする。

- 2 丙は、一般車両の通行を優先し、一般車両の通行に不便をかけないよう努めるものとする。
- 3 丙及び丁は、通行ルートを通行する長野県等と、工事用車両の通行経路、時間帯、安全対策及び配慮事項等について調整し、交通事故の防止並びに歩行者等及び一般車両の安全で円滑な通行の確保に努めるものとする。
- 4 通行ルートにおいて、工事用車両のうち発生土の運搬車両は、30km/h以下で通行するとともに3台以上連なって通行することのないように努めるものとする。

(通行時間)

第4条 通行ルートにおける工事用車両の通行時間は、次に掲げる期間及び車両の区分に応じ定める時間を基本とする（通勤車両は除く）。ただし、夏季（6月から9月まで）においては発生土の運搬車両の通行時間を延長することがあり、その場合は丙が事前に関係する地区住民への周知を図るものとする。

(1) 準備工事期間 午前8時30分から午後5時まで

(2) トンネル掘削期間

ア 発生土の運搬車両 午前8時30分から午後5時まで

イ 資機材の運搬車両 午前7時から午後7時まで

2 丙は、通学時間帯においては交通誘導員を配置するなど安全対策を徹底することとし、必要に応じて飯田市教育委員会、丸山小学校及び飯田西中学校等と工事用車両の通行時間について調整するものとする。

3 工事用車両は、日曜日及びその他長期休暇期間（丙が事前に告知する日）は通行しないことを基本とする。日曜日及びその他長期休暇期間において工事用車両が通行する場合は、丙は事前に甲及び乙に連絡し、関係する地区住民への周知を図るものとする。

4 地元行事等により、通行ルートで工事用車両の通行に支障が生じることが予想される場合は、甲又は乙は丙に連絡し、丙は工事用車両の通行について配慮するよう努めるものとする。

(工事の影響の低減対策)

第5条 丙の工事及び工事用車両の通行に関する苦情等については原則として丙が速やかに対応するものとし、このような場合において甲、乙、丁及び戊は当該苦情等に係る情報を共有するものとする。

2 丙の工事用車両の通行に関する住民や関係者からの要望については、甲、乙、丙、丁及び戊で対応を検討し、その結果対策の実施が必要と判断される場合は丙又は丁が行うものとする。

3 丙は、甲、乙及び戊と打合せの場を設け、工事の進捗状況等を説明するものとする。

4 丙は、工事の進捗状況等について回覧等により住民に周知し、戊はこれに協力するものとする。

(通行ルートの清掃及び損傷の修繕復旧)

第6条 丙の工事及び工事用車両の通行に起因して道路上に土砂・粉じん等の汚れが発生した場合は丙の負担で路面清掃を行い、土砂・粉じん等の飛散防止に努めるものとする。

2 丙の工事及び工事用車両の通行が主たる原因として道路施設を損壊等した場合は、丙は、丁、戊及び道路管理者と協議し、早期に復旧に努めるものとする。

(道路管理者との協議)

第7条 この確認書に定める事項の実施にあたり必要な道路管理者との協議は、丙又は丁が行うものとする。

(説明内容の厳守)

第8条 丙及び丁は、「中央新幹線、中央アルプストンネル（松川）外工事説明会（平成29年12月8日開催）」において説明した内容を厳守するものとする。

(工事施工業者等への通知)

第9条 丙は、この確認書の内容を丙の工事施工業者等に通知し、遵守させるものとする。

(有効期間)

第10条 この確認書は、確認の日から工事完了の日までの期間、効力を有するものとする。

(その他)

第11条 この確認書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は甲、乙、丙、丁及び戊が協議して処理するものとする。

以上、確認の証として本書を5通作成し、甲、乙、丙、丁及び戊おのおの記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年 月 日

甲 長野県飯田市羽場町2丁目14番地9  
羽場まちづくり委員会  
会 長 原 修 司

乙 長野県飯田市今宮町4丁目5610番地2  
丸山まちづくり委員会  
会 長 小 澤 伸 好

丙 長野県飯田市鈴加町1丁目1番地3  
独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
関東甲信工事局  
飯田鉄道建設所長 上 塘 祥 二 朗

丁 長野県飯田市元町5451番地  
東海旅客鉄道株式会社  
中央新幹線推進本部  
中央新幹線建設部 名古屋建設部  
中央新幹線長野工事事務所長 平 永 稔

戊 長野県飯田市大久保町2534番地  
飯田市  
飯田市長 牧 野 光 朗